

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中24の項を削り、25の項を24の項とし、26の項から61の項までを1項ずつ繰り上げ、62の項を削り、63の項を61の項とし、64の項から66の項までを2項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

65	熊本市農畜産物有害鳥獣駆除隊選定委員会	熊本市農畜産物有害鳥獣駆除隊の選定について、必要な事項を審議する。
66	熊本市液状化対策技術検討委員会	平成28年熊本地震に起因する地盤の液状化により著しい被害を受けた地域に対する液状化対策に関し必要な技術的事項について、調査し、審議する。

別表2の表に次のように加える。

3	花園・島崎地区浸水対策施設技術検証委員会	花園・島崎地区における浸水対策施設に係る課題等に関し必要な技術的事項について審議する。
---	----------------------	---

別表5の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から10の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表1の表に次のように加える改正規定（65の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。